

災害時における応急対策業務協力に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と多摩市建設協力会（以下「乙」という。）との間において、災害時における、甲が管理する道路、公共施設等における損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等の応急対策業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により多摩市内で大規模な災害が発生した場合に、多摩市地域防災計画に基づく災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対して、業務に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、多摩市内に災害が発生し、もしくは、災害の発生が見込まれる場合において、甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、業務の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し業務の協力を依頼する場合は、多摩市災害時応急対策業務協力依頼書（第1号様式）により乙に対して業務内容、日時及び場所その他必要な事項を明らかにして、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供の協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日多摩市災害時応急対策業務協力依頼書をもって処理するものとする。

3 第1項の場合において、降雪により甲のみでは十分な除雪作業を実施することができないと認められるときは、乙に対して、業務の協力を依頼することができる。なお、この協定に定めるもののほか、除雪に関する業務の詳細については、別途、甲及び乙が協議して定める協定を締結するものとする。

4 乙は、前2項の規定による甲からの業務の協力依頼に対し、可能な限り、建設資機材等の提供について甲に協力するものとする。

5 乙は、災害発生直後、第2項の規定による甲の協力依頼前に警視庁（多摩中央警察署）及び東京消防庁（多摩消防署）から業務の依頼を受けたときは、可能な限り、協力するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、甲の協力依頼により災害場所に出場したときは、甲の担当者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは、乙が自ら協力依頼事項に基づいて業務を実施するものとする。

2 乙は、業務が終了したときは、速やかにその活動状況について多摩市災害時応急対策業務協力状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

3 業務の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ甲の協力依頼により災害時に対応できる建設資機材等の状況及び乙の会員間の連絡態勢について、毎年4月30日までに報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第4項及び第5項の規定による乙から提供を受けた建設資機材等に要した費用を負担するものとする。

（請求及び支払）

第5条 乙は、前条の規定により、建設資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかにその日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

（災害補償）

第6条 甲は、第3条第1項に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（防災訓練等への協力）

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、多摩市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年6月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（旧協定の終了）

第9条 この協定の締結にともない、甲及び乙が平成8年10月1日に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書」は、合意解除する。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 6月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市

代表者 多摩市長 阿部 裕行

乙 東京都多摩市乞田1, 235
多摩市建設協力会

代表者 会長 井上 一美

第1号様式（第2条関係）

多 第 号
平成 年 月 日

多摩市建設協力会
会長 殿

多摩市長

災害時応急対策業務協力依頼書

「災害時における応急対策業務協力に関する協定書」に基づき、災害時応急対策業務に対する協力について、下記のとおり依頼します。

記

業 務 内 容	
依 頼 期 間 及 び 時 間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで
場 所	
建 設 資 機 材	
労 力	人
そ の 他	

※連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

多摩市長 殿

多摩市建設協力会
会長

災害時応急対策業務協力状況報告書

「災害時における応急対策業務協力に関する協定書」に基づく災害時応急対策業務に対する協力状況について、下記のとおり報告します。

記

業務内容	
依頼期間 及び時間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
場所	
建設資機材	
労力	人
その他	

※連絡先（担当・電話）